特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２３号
東京都立川市柴崎町４丁目１番６号
清算株式会社　ＹＳ株式会社
代表清算人　山本　健一
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
平成22年３月５日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を、特別清算債権とする。
２　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産について抵当権を有する特別清算債権で、平成22年３月５日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　弁済
担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、換価代金から当該換価手続に係る諸費用（税金、売買手数料等）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受ける金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
３　弁済後の残余債権
第２の２の弁済によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
第３　一般債権
１　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　弁済
清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その全ての資産の換価終了後１か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、以下の割合により計算された額の合計額に応じた割合により弁済する。
協定債権の内1000万円以下の分について
６％
協定債権の内1000万円を超えて１億円以下の分について　５％
協定債権の内１億円を超えて３億円以下の分について　１％
協定債権の内３億円を超える分について
0.5％
第４　免除
特別清算債権者は、第３の２の弁済が終了したときは、清算株式会社に対し、残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
第５　公租公課等の支払い
清算株式会社は、公租公課及び特別清算の手続きに関する費用を、随時支払うことができる。
第６　新たな財産が発見された場合
第３の２の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第３の２の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第４の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

包括的禁止命令

平成１９年（再）第２４１号
東京都目黒区東山２丁目10番13号
再生債務者　株式会社ＷＯＲＬＤ　ＥＮＤ（旧商号株式会社アゴスト）
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成22年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１０９号
北海道登別市登別温泉町108番地
再生債務者　登別リゾート開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成22年11月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第６号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
再生債務者　株式会社カウ・ベル
１　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年１月28日から平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第６９号
東京都港区南青山５丁目11番15号　Ｈ＆ＭＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡＷＥＳＴ
再生債務者　ペッカリイ株式会社
特別調査期間　平成22年12月16日から平成22年12月17日まで
平成22年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第６９号
東京都港区南青山５丁目11番15号　Ｈ＆ＭＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡＷＥＳＴ
再生債務者　ペッカリイ株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月22日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年12月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年12月８日
平成22年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第２号
新潟県上越市西本町４丁目11番８号
再生債務者　小林　林一
１　決議に付する計画案　平成22年９月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年１月31日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年１月17日まで
平成22年11月４日　新潟地方裁判所高田支部

再生手続終結

平成１９年（再）第７５号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目54番地１
再生債務者　株式会社ＮＫＳ（旧商号光和精工株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年11月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１０２号
東京都国立市泉４丁目７番地８
再生債務者　株式会社ティーエムハンズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年11月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第２４１号
東京都目黒区東山２丁目10番13号
再生債務者　株式会社ＷＯＲＬＤ　ＥＮＤ（旧商号株式会社アゴスト）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区赤坂２丁目17番22号赤坂ツインタワー本館15階　河野法律事務所　弁護士　川村　英二
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年11月５日
東京地方裁判所民事第20部